

第3回小学校統合委員会・総務部会 要点記録

1. 日 時 平成30年1月12日（金） 午後 7時30分開会
平成30年1月12日（金） 午後 9時00分閉会
2. 件 名 第3回小学校統合委員会・総務部会
3. 開催場所 河南町役場 大会議室南
4. 会議次第 ① 開会
② 議事
(1) PTAの組織運営に関することについて
(2) 児童の学校生活に関することについて
(3) 通学に関することについて
(4) 校歌・校章について
(5) 式典行事に関することについて
(6) その他
③ 閉会
5. 審議内容

次 第	執行者	内 容
開 会	委員長	それでは、只今から「第3回 白木小学校・河内小学校・中村小学校統合委員会・総務部会」を開催させていただきます。 本日は統合委員会・総務部会合同で開催いたします。統合委員会委員総務部会部員の出席者は17名です。そのうち統合委員会委員は8名です。統合委員会委員数は過半数を超えていることを報告します。また、本日の統合委員会・総務部会につきましては、3人の傍聴の申出がありましたので、許可するものといたしますので、よろしく願いいたします。 まず、最初に、新田教育長よりご挨拶いただきたいと思います。新田教育長、よろしくお願いします。
	教育長	昨年8月に小学校統合委員会及び総務部会、保護者部会、教育課程部会を設置いただき、委員の皆様または部員の皆様には、新しい小学校の校名や通学に関することをはじめとして色々な課題に対しご議論ご検討をいただきありがとうございました。 おかげをもちまして、校名については、去る12月の議会において、関連条例を全員賛成で可決いただき、正式に「かなん桜小学校」となりましたことをご報告申し上げます。名前を決めるということは、大変なことでありますが、皆さん方のご尽力により、円滑に素晴らしい名前を命名頂きましたこと、感謝申し上げます。有難うございました。

(1) PTA の組織運営に関するについて		さて、本日の議題ですが、(1) PTAの組織運営に関すること、(2) 児童の学校生活に関すること、(3) 通学に関すること、(4) 校歌・校章に関すること、(5) 式典行事に関すること、(6) その他と多くの議題となっています。 委員、また部員の皆様におかれましては、積極的なご議論をいただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。
	委員長	ありがとうございました。議事に入る前に統合委員会総務部会部員に異動がありましたので、事務局から説明願います。
	事務局	総務部会において河内校区の住民代表「久次米委員」が昨年11月1日付けにて区長交代をされましたのでその代わりの委員として「小川委員」に委嘱させていただきましたことを報告いたします。 本日、小川委員が出席されていますので、ご挨拶願います。
	委員	小川です。よろしくお願いします。前会長が仕事の都合で東京の方へ行かれることとなりましたので、急遽私が代行ということで、委員をさせていただくことになりましたので、よろしくお願いします。
	委員長	小川委員にはよろしくお願いします。それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。 まず、始めに、議事(1) PTAの組織運営に関するについて、事務局から説明願います。
	事務局	資料1をご覧ください。保護者部会で平成31年4月に新設されるかなん桜小学校のPTA規約(案)について議論いただきました。その結果、新たにかなん桜小学校でPTAを新設することとなりました。 このPTA規約(案)につきましては、平成31年4月ごろに開催予定のPTA総会で諮り決定となりますが、その内容につきまして保護者部会部長から説明をお願いします。
	保護者部会部長	PTAの組織運営に関するにつしましては、新校においてもPTA組織が必要であるという認識にもとづき、新たにPTA組織を立ち上げること。また、保護者の負担感を減らすために、本部役員を会長・副会長・書記・会計それぞれ1名ずつ計4名と、各学年より2名の実行委員をもって運営するものとし、活動内容も含めてスリム化を図っていくこと。また、会計につきましては、会計補佐を教頭が務め、通帳は学校において管理していくものとした。以上でございます。

(2) 児童の 学校生活に 関すること について	委員長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問をお受けいたします。
	委員	PTA 会費について質問です。現在 PTA 会費は300円です。この規約では200円となっています。本当に200円でだいじょうぶなんでしょうか。この会費で PTA 行事などを行っています。繰越金はあるようですが、不足が出た場合、300円に値上げするのは難しいと思います。とりあえず現状の300円にしておいて、その後様子を見て、200円に下げる方がよいのではないのでしょうか。
	保護者 部会副 部長	PTA 会費に関しては、保護者部会でも説明させていただきましたが、現在、すべての校で繰越金が多くあります。試算しましたところ、必要経費として、大阪府連 P への支払金、運動会の参加費、PTA 行事費などがありますが、新校の学級活動では、今までのようなお金を使った活動、例えば食べ物を食べる等の活動は行わないということで、200円で運営できると判断しました。
	委員長	200円で運営可能という見通しをもっておられるようですが、よろしいでしょうか。 他に何かございますでしょうか。特にないようですので、PTA の組織運営に関することの PTA 規約（案）についてはかなん桜小学校で開催予定の PTA 総会で決定されますのでご了承よろしく願いします。 それでは、次の議事(2) 児童の学校生活に関することについて、事務局からの説明願います
	事務局	資料2「児童の学校生活に関することについて」をご覧ください。これにつきましても、保護者部会で2回の会議を行い、服装については標準服と決定いたしました。詳細につきましては、保護者部会部長より説明願います。
	保護者 部会部 長	保護者部会におきまして、普段の児童の服装として、標準服を着用することが学校生活を送る上で望ましいという意見でまとまりました。まず標準服ですが、写真にありますように、上着は紺のダブルのブレザー。白の開襟シャツまたはポロシャツ。紺の半ズボン。白のブラウスまたはポロシャツ。紺のひだスカート。冬期については防寒用として長ズボン等も可といたします。標準帽子は黄色のキャップまたはハットとする。カバンは通学カバン（ランドセル型リュック）。紺色・縦型のものとする。体操服は男女共用の半袖トレーニングシャツ・紺のハーフパンツ。赤白帽子の日よけ付きです。くつは、通学用は運動靴。上ばき用はVシューズ、バレエシューズ。体育館用はVシューズとします。また、標準服、帽子、体操服には

		校章等はいれませんのでどこで購入しても構わない。新校では町内で購入できる業者の案内のみを行うものとします。なお、現在3校で使用しております標準服、体操服、通学カバン（ランドセル型リュック）等につきましては、新校においても引き続き使用できるものとするいたしました。以上です。
事務局		補足説明をいたします。資料7-1をご覧ください。統合委員会の開催時に、統合に関して意見募集してはどうかというのがございました。その中で意見が2件ございました。今回、この学校生活に関することについての意見がございましたので紹介させていただきます。資料7-1をご欄ください。 （資料7-1を朗読） 標準服は、保護者部会で2回の議論し、決定いたしました。標準服とは、「学校において着用されることが望ましい。または推奨されること」となっています。そのような中で保護者の思いとして、標準服になったという結果でございます。また通学服については就学時費用がかかるということで現在、リユース（再利用）で協力いただいております。今後も続けていただければと思っております。よろしくお願いします。
委員長		ご意見の中で、「審議は1回でいいのか。」と述べられていたようですが、1回ではなかったということです。他に何かご意見・質問等ございませんか。
委員		資料7-1の意見①に関しては、どう対応されたのでしょうか。
事務局		資料7-1の意見①につきましては要望ということで、直接教育課へ来られました。統合委員会の会議内容などについて説明させていただき、要望に来られた時にはすでに、2回開いておりましたので、決して1回の審議で決めてはいないと説明しました。
委員		今年度の新入生の入学に関してですが、今年の4月入学の児童は今までの標準服でしょうか。
保護者部会部長		2月に入学説明会がございます。その折に、例えば帽子でしたら、「新校の帽子は黄色のキャップ・ハットとなっておりますので、そちらを購入していただいてもかまいません。」と案内する予定です。
委員		では、白木小学校、中村小学校の新入生は、在校生とは異なる帽子で登下校となるわけですか。
委員		白木小学校に関しては、業者が在庫を抱えているという事情がございまして、業者と話し合った結果、来年度は現在の白い帽子を購

		入していただくこととなりました。統合後、新たに購入される際は黄色の帽子を買っていただくことになります。
	保護者 部会部 長	統合後も現在の帽子を使っただいてかまいません。はじめの6年間は様々な帽子が混ざると思います。
	委員	学年によっては、いろいろな帽子があるということになり、学校で遠足に行く際、様々な帽子の団体となるのでしょうか。
	保護者 部会部 長	たしかに違和感があるかもしれませんが、現在使用しているものをそのまま使ってもかまわないというのが保護者部会の意見です。
	委員	赤白帽に関しては、そのままでしょうか。
	保護者 部会部 長	新校においては、うしろに日よけ付きの赤白帽を考えています。 中村小学校におきましては、あくまで夏季は白い帽子、それ以外の時期は紺の帽子が標準帽ということですが、新1年生に限っては新校で黄色のキャップ・ハットを使用しますので、それを購入して着用していただいてもかまいませんと説明しようと考えています。
	委員長	帽子や服、カバン等、現在3校で統一しできているものは何かあるのですか。
	委員	それぞれ各校微妙に違います。スカートに関しては、プリーツの幅が違います。色は同じですがデザインは微妙に違います。
	委員	先日の交流会で3校が集まったのですが、服装に関しては、違和感なく、私にはほぼ同じように見えました。帽子の色は違いますが、標準服は似ています。
	教育長	新校の服装、通学服についてお話がありました。先ほど課長から「標準服とは」ということで定義の説明と服装についてご意見があったと報告されました。標準服とするということで、あえて制服ということばを使っていないということは、いろいろそこには違いがあるということをご認識いただければと思います。 制服となれば、大きさ・色・かたちをきちんと校則に定めてということになると思いますが、標準服は「購入されるにあたってはこれを基準に買って下さい」というような推奨の案内であると我々も報告いただいて認識しております。その受け取り方にそれぞれに温度差があり、実際に学校で運営される際に、相当にこれは悩むのではないかと感じる場所があります。今ご意見いただいている中で

(3) 通学に関する ことについて		も、そういうモヤモヤとした感覚で、「これはいい」、「これはダメ」という話がありますが、基本的には、緩やかに指導を学校に求めて、任せていきたいと思います。一定の自由度もそこには入れて、学校現場で指導を行っていただきたい。例えば汚れて洗濯の必要があり、その日は標準服が着用できないからどうのこうのというのではなく、そのような扱いも含めて考えるべきだろうと思いますし、今問題となっている性に対する問題、LGBTの問題も含めて、今後、社会的にもこの問題は出てくると思います。そのような認識でこの標準服というのを扱っていただきたいと事務局からの要望としてお願いしたいと思います。学校側も広い視野で緩やかな指導をしていただきたい。 先ほど近つ飛鳥小学校に関してのご意見がありました。近つ飛鳥小学校もこの通学服問題で相当に揺らぎました。最後の最後までモメたというのが現実の話で、最終的には標準服を決めたのですが、それもひっくり返して、最後の最後で「自由にしよう」とのことで落ち着きました。一部標準服派もおられて、何年間かその服を着られていた児童もいたようですが、現在は自由な服装へ移行しています。将来的にはそこも視野に入れたかたちで、今日のお話を進めていただければと思います。最終的には、やはり子どもたちの個性を育てるとか、いろんな意味から理解できる場所もありますし、また一方で、服装が華美になる、保護者負担も大きい等、標準服を決めてほしいという意見も確かにあると思います。どこに収束するかというと、段々と自由度の高い方向へと、それを許容しながら子どもたちをみていかないといけないのかと思います。そこは新校の校長先生が責任をもって指導される分野ですが、統合委員会の中でそれぞれの認識を持って、標準服の課題を考えたということを残しておいてほしいと思います。わかりにくいかもしれませんが、緩やかに指導する中で収めていただきたいと思います。
	委員長 事務局	ただいまの教育長からのご説明で、ご理解いただけましたでしょうか。よろしいでしょうか。その他、ご意見ございますか。 ないようですので、(2) 児童の学校生活に関することについての服装については、事務局案どおりに決定したいと思います。 それでは、次の議事(3) 通学に関することについて事務局からの説明願います。 スクールバスの件について、資料3-1から資料3-5及び資料3-6から資料3-12をご覧ください。スクールバスに関して、前回の総務部会において各学校でバス停の位置を検討いただき、回答をいただきましたので、事務局でそのバス停の位置を基に、コースを検討いたしました。 資料3-1及び資料3-6から資料3-12を説明 資料3-2から資料3-5を説明

		35年度には白木校区は児童数47名となり、バス配車3台から2台になります。全体として7台から1台減の6台の配車計画となります。また、今後の児童数の増減でバスルート変更等の検討が必要になると思います。以上です。
	委員長	説明が終わりました。バスルート、バスの停留所について部会でご尽力いただいたと聞いております。たいへんわかりやすく、また子どもたちにとって楽に通学できるコース、昇降場所の設定をしていただいていると思います。何かご意見、ご要望等がございますか。
	委員	下校に関して、学年毎の下校等あるかと思うのですが、その都度バスで送るということになるのでしょうか。
	事務局	下校に関しては、低学年は早い帰宅、例えば11時や2時の下校などありますが、その時間に合わせてのバスの配車となります。現在近つ飛鳥小学校もそのような体制になっております。
	委員	原則、停留所には保護者が立たないといけないのでしょうか。保護者負担についてはどのようにお考えですか。
	事務局	原則、保護者に立っていただきたいということはないのですが、今後、地域の方々にご協力いただけたらと考えております。今まで見守り活動等をしていただいていた方々もいらっしゃいますので、今後もし協力いただければと思っております。
	事務局	今、説明させていただいたとおり、下校時は低学年と高学年が別々となり人数が減ります。バスが7台動くことがない可能性もあります。経費節減ということで、例えば下校時は4台動くということもありますので、一概に同じルートを帰るということがないかもしれませんので、その辺は含んでいただきたいと思います。
	委員	バスの時間に遅れた場合や子どもが来ない場合、連絡がない場合の対応はどうなりますか。来ない子どもを待つのでしょうか。バスはやはり時間通りに発車するのでしょうか。
	事務局	近つ飛鳥小学校の場合は、時間通りに発車します。
	委員	遅れた子どもは保護者が送っていくことになりますか。
	事務局	そうなります。
	委員	バス停までは今までと同じような班登校ですか。

事務局	近つ飛鳥小学校もそうですが、やはり集まっていたいて集団登校になるかと思います。
委員長	いずれにしても、どのコースにしても、今まで学校へ行くよりは歩く距離は短くなります。
委員	バスに乗り遅れて保護者が送っていった場合、保護者の車を駐車できる場所はあるのでしょうか。
事務局	現在河内幼稚園のまわりを改修工事しております。スクールバスの通れる広い道路にする予定です。また、車の駐車スペースもございます。
総務部 会部長	登下校に関して、学校側も出来る限りのことはやらしていただいています。保護者さんとの、あるいは地域の方との協力が大前提にあると思います。一定の時間を決めてルールに基づいて当然やるのですが、待てる範囲というのも時間的なこともありますし、いろんな方にご迷惑をかけることになるので、時間厳守をお願いする。一定のところについて皆さんにご協力いただき、その後は個別対応というかたちになると思います。 現在も3校ともスクールバスは走っています。下校の際も授業後、バスが出るまでの間に、乗り遅れるということがないことはない。その辺はそれぞれが学校教師側も注意しないといけないし、様々バスの時間についてはみんながそれを守ってほしいということでご協力いただければと思います。 この案の作成には、事務局は本当にたいへんご苦労されたと思います。今回は3校がそれぞれバス停の案を考えていただきましたが、バスの乗車人数は決まっていますし、その人数を合わせるのもたいへんな苦労であったと思います。また出発時刻に関しても、現在河内小では7:10 過ぎですが、いろんなコースの組み合わせで、できるだけ7:40頃にさせていただいています。一番早いところで7:35がありますが、時間短縮をしていただきました。また、年度が変わった時にどのようになるのか。一度決めたバス停は変えられないのか。地域による人数の変動についてはどうなるのかなど、それについても、バス停の変更は難しくても、コース変更など様々な事案に対応して案を立てていただいています。本当にご苦労いただいたと思いますし、案としては非常に良く出来上がっていると思います。
委員長	他に、ご意見、ご質問はございますか。
委員	同乗者は、運転手だけですか。
事務局	運転手だけです。バスの乗降は各自で、また保護者にしていただ

		きます。
	教育長	現在の河内地区の青崩・上河内・持尾のバスと同じような運行方式となります。運転手がいて、子ども達が乗り降りするというかたちです。低学年児童の乗り降りに関しては、保護者の協力が必要になるかと思います。
	委員	働いている保護者が多いので、低学年児童だけの下校バス降車時が一番心配です。対応について保護者からの質問が出てくるかと思っています。
	総務部 会部長	そのような場合、地域の方、ボランティアの方等に働きかけて、ご協力をお願いすることが必要になってくるかと思っています。やはり地域で子どもを預かるという視点に立っていただきたい。もちろん学校側も出来る限りのことはしますし、保護者の方もできることはする。現在も登下校時、立っていただいたり、ボランティアの方にはご協力いただいておりますが、今後お願いしていくことになるかと思っています。
	委員	白木の保護者から質問を受けたのですが、下校時、習い事の都合でバスに乗らずに自家用車で下校させたいののだが、できるのでしょうか。絶対にバスの乗らないとダメなのでしょうか。
	総務部 会部長	難しいところです。実際にやってみないとわからないかと思いますが、統合後は人数も今より増えますし、保護者の迎えの車が重なった場合、駐車する場所がないとか、その場での安全確認等出てくるかと思っています。今即答はできませんが、実態を説明しながら、できるだけイレギュラーは減らしていく。理解していただきたいかと思っています。
	委員長	他に何かご意見ございますか。 私は基本的には登下校で子どもたちが歩く。これも学習だと思っています。同じように、バスに乗り降りするときや、バスの中で椅子に座っているときも学習の一つでないかと思っています。このような世の中ですので、いろんなかたちで見ていく必要があるかと思いますが、子どもたちが、ちゃんと自分のことはできるということを勉強させるひとつのチャンスだと思います。時間厳守は生活の基本中の基本ですから、遅刻は恥ずかしいことだということも子どもたちに意識させなければなりません。時間厳守、乗車までの待機、下車後の行動について、それぞれ子どもたちに自覚させることは良いことだと思います。 他に、ご意見、ご質問がないようですので、(3)通学に関することについてのスクールバス停の位置、ルートなどについては、本

(4) 校歌・校章について	事務局	日の提案のあった案をさらに精査し、次回にもう一度協議いただきたいと思います。 それでは、次の議事(4)校歌・校章について、事務局からの説明願います。 資料4-1、4-2、4-3をご覧ください。現在の各校の校歌です。また、資料4-4は各校の校章を添付させていただいております。次の議題の資料になりますが、資料5-2をご覧ください。近つ飛鳥小学校の校歌・校章を掲載しております。前回の統合の際、校歌・校章について、①公募、②子どもと一緒につくる、③専門家に依頼する等のご意見をいただきました。その中で、専門家に依頼しないと、一般の方では選考する際に難しいものがあることから、校章は大阪芸術大学に依頼し、校歌は専門家に依頼されました。そのようなことから校歌・校章については、学校とも相談した結果、事務局案として、専門家に依頼したいと考えております。
(5) 式典行事に関する ことについて	委員長	説明が終わりました。ご意見、ご質問をお受けいたします。 ご意見、ご質問がないようですので、(4)校歌・校章については、事務局案どおりで決定させていただきたいと思います。 それでは、次の議事(5)式典行事に関することについて、事務局からの説明願います。
(6) その他・統合委員会通信について	事務局	資料5-1、5-2をご覧ください。大宝小学校の閉校式と近つ飛鳥小学校の開校式の式次第です。来賓等をお呼びして、校旗返還や校歌斉唱などを行っておられます。開校式についても同様です。小学校統合に関して住民の方から「どのようなかたちで学校が閉められるのですか。また、開校させるのですか。」の電話でのお問い合わせがありました。「閉校式、開校式は実施する。」と統合通信等で説明したいと思います。内容につきましては今後、統合委員会で協議いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願い致します。 説明が終わりました。ご意見、ご質問をお受けいたします。 ご意見、ご質問がないようですので、(5)式典行事に関することの詳細については、今後協議していきたいと思います。 それでは、次の議事(6)その他・統合委員会通信について、事務局からの説明願います。 資料6-1、6-2をご覧ください。先程までの協議内容を前回同様、この統合委員会通信で住民の皆様にお知らせしたいと思います。また、前回同様、小学校統合に関して意見があれば、送付先まで送付下さいと通信に掲載させていただいております。以上です。

(6) その他・小学校統合に関する意見について	委員長	説明が終わりました。ご意見、ご質問をお受けいたします。 資料7-1、7-2で提示がありましたように、一般の方からご意見をいただくのはありがたいことだと思います。関心を持っていたきありがたいと思います。この統合委員会通信がその一助になっているようで、たいへん期待をしております。
		ご意見、ご質問がないようですので、次の案件(6)その他・小学校統合に関する意見について、事務局から説明願います。
	事務局	小学校統合に関する意見について資料7-2、7-3をご覧ください。資料7-2、資料7-3 朗読 この回答後、この方からのご意見はございません。以上です。
	委員長	ありがとうございました。何かご意見ございますでしょうか。
	委員	河南町に対してですが、町内に時計が少ないように思います。一定の時刻に音楽が流れているようですが、できたらバス停などに時計の設置をご検討いただきたいと思います。各地区、目のつくような場所に設置をお願いしたいと思います。
	教育長	公共の場等に、そのような設備が必要になってくると思います。また働きかけていきたいと思います。
	委員	教育委員会として、小学生に見守り携帯を持たせるのは、どのようにお考えですか。防犯ブザー付きの親への専用電話で、習い事をしている子どもがよく持っているものですが、それがあれば時計の代わりになると思います。 鈴美台は、児童の集まる場所に、鈴美台の予算で購入した時計を置いていますが、見守り携帯 OK にしていただければ、安心する保護者は多いと思います。授業中は学校で預かってもらって、下校時に時計代わりに持たせるというのは、どうでしょうか。
	教育長	SNS の関係もありますが、時代のニーズも考えていかなければならないのかと思っています。先ほどの標準服の話もそうですが、段々と時代のニーズを踏まえつつ、見直していく、検討を進めていく勇氣も必要なのではないかと思っています。3校の校長先生、教頭先生が本日出席されています。ご検討いただきたいと思います。よろしく願います。
	委員長	他に意見等はございませんか。
	委員	統合委員会通信の児童の学校生活の標準服のところですが、在校生の保護者は新しいのでないダメなのかと思われるので、在校生は今までどおりの服で大丈夫ですという文面を記載してもらった

		ほうが良いと思います。その点が保護者の知りたいところです。
	事務局	修正いたします。
	委員	紺の半ズボン、男の子ののですが、半ズボンではなくて、少し長めのズボンでも、それは「学校において着用されることが望ましい、または推奨される服装」に含まれますか。半ズボンは冬場は寒く、夏場は虫に刺されます。ちょっと長いズボンだと、結構いろんなところで売っていますが、半ズボンとなるとあまり売っていませんので、ちょっと長めのハーフパンツくらいでもいいでしょうか。
	委員長	標準服は基本なので、基本的にそうしてほしいということです。
	委員	男の子、女の子を問わず、どちらが履いてもおかしくないようなのがあった方がいいのではないのでしょうか。
	教育長	女の子が、「私はスカートよりもズボンを履きたい」と言った時の対応をどうするのかとなど、そういうところも含めて、もう少し煮詰めていただきたいと思います。そうでないと、いろんなケースでこのような話はでてくると思います。将来、目標とするところをどこにするのかということも含めて、先ほど話をしましたように、緩やかに許容していくということであれば、今のお話は OK だと思います。そういう学校規則は、教育委員会ではなく、学校長ということになっていますので、保護者の皆さんの意見を集約されて、まとめていただきたいと思いますというのが事務局からのお願いです。そういうことも含めて、「良いでしょう」ということになれば、大いに結構だと思います。
	委員長	他に意見等はございませんか。ないようですので、以上で、本日の案件は終了いたしました。 皆様のご協力により、議事案件を滞り無く進めることができました。ありがとうございました。それでは、これをもちまして、第3回白木小学校・河内小学校・中村小学校統合委員会・総務部会を終了させていただきます。 皆さん、長時間ご苦労さまでした。